

平成24年 2月 日

春日井市長 伊 藤 太 様

春日井市障がい者施策推進協議会

会長 木 全 和 巳

第2次春日井市障がい者総合福祉計画について（提言）

春日井市障がい者施策推進協議会要綱第2条の規定に基づき、第2次春日井市障がい者総合福祉計画について、慎重に審議した結果を別添のとおり提言します。

## 第2次春日井市障がい者総合福祉計画の策定に当たって

第2次春日井市障がい者総合福祉計画の策定に当たり、当協議会は最終案を提言したところですが、今後3年間は、障害者自立支援法や児童福祉法が改正され、サービスや相談支援の体系が変化することや、指定特定相談支援事業者及び指定一般相談支援事業者の指定が行われるなど、市が実施する施策や事業者が実施するサービスの展望が不透明な部分があります。

このため、サービスの供給体制や相談支援などについて同計画に反映することができなかつた部分があります。そこで、当協議会として特に次の事項について留意し、同計画の進行管理を行うこととします。

- 1 障がい福祉サービス、地域生活支援事業、児童発達支援等の利用状況については、市の支給決定の内容と実際の受給状況を個別に照合するなど、地域自立支援協議会と協力し、事業者のサービス供給の過不足について分析を進めます。
- 2 現在、4事業所に委託している相談支援事業については、地域自立支援協議会において評価していただくのみならず、個別の事例の困難度、処理に要する時間等について、詳細に分析していただくこととし、その結果を参考に指定特定相談支援事業者や指定一般相談支援事業者との役割分担及び利用者が満足できる相談体制を維持するために必要とされる事業所の数や相談員の数について総合的に検証します。

平成24年2月6日

春日井市障がい者施策推進協議会

会長 木 全 和 巳